

西郷村おためし滞在補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、本村に移住・定住することを目的とした活動を実施するために本村を訪れる村外住民に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、西郷村補助金等の交付等に関する規則（昭和49年西郷村規則第13号。以下「規則」という。）及び西郷村補助金等交付基準（平成28年西郷村訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 県外に住所がある者
- (2) 本村に滞在する前に本村の担当者と面会（オンラインを利用した面会を含む。）し、移住・定住に関する相談を行った者
- (3) 本村に移住・定住する意思のある者であって、次に掲げるいずれかの活動を行うために本村を訪れた者

ア 村内で住居又は仕事を探す活動

仕事を探す活動として、ハローワーク・産業振興課・商工会への相談をいう。

イ 村内に移住する前提として、村内で実施されている体験活動等に参加する活動

ウ 村内で就農することを目的とした視察及び体験を行う活動

エ 移住活動の一環として、村の文化、歴史並びに風土及び気候を知るための活動

オ アからエまでに掲げるもののほか、村長が特に必要と認める活動

(補助対象経費等)

第3条 補助金の補助対象経費等は次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊費補助金

補助対象経費	村内の宿泊施設における宿泊費（補助対象者と同一世帯に属する者の宿泊費を含む。）。ただし、補助対象者の2親等以内の親族が所有する住宅に宿泊できる場合を除く。
補助限度額	1人1泊当たり3,000円を限度とし、1世帯につき1泊当たり10,000円を限度とする。
補助限度期間	1世帯当たり通算10泊までとする。
申請に係る添付書類	(1) 西郷村おためし滞在補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。） (2) 現住所を証明できるものの写し（住民票、免許証、保険証等。同一世帯に属する者も補助対象とする場合は、その者の当該書類も添付すること。）

	(3) 第2条第1項第3号に規定する活動を実施する工程表（任意様式） (4) 宿泊に要した実費額が分かる利用の明細書及び領収書等の写し (5) その他関係書類（宿泊者名簿等）
--	---

（2）レンタカー借上料補助金

補助対象経費	補助対象者が借り上げるレンタカーの経費とする。ただし、燃料費を除く。
補助限度額	1時間当たり100円とし、通算264時間までとする。
申請に係る添付書類	(1) 申請書 (2) 現住所を証明できるものの写し（住民票、免許証、保険証等） (3) 第2条第1項第3号に規定する活動を実施する工程表（任意様式） (4) レンタカーの借上げに要した実費額が分かる契約書及び領収書等の写し (5) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付申請は、村長に対し、宿泊又はレンタカーの借上前までに西郷村おためし滞在補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて滞在する7日前までに村長に提出しなければならない。

（1）現住所を証明できるものの写し（住民票、免許証、保険証など）

※宿泊費補助の申請は、同一住所に居住する者も助成対象とする場合、その者の当該書類及び宿泊者一覧も添付すること。

（2）滞在時の活動の工程表（任意様式）

（複数年度にわたる宿泊費補助・レンタカー借上料補助の補助対象年度等）

第5条 1回の宿泊費補助及びレンタカー借上料補助が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該宿泊又は借上げの最後の日の属する年度とする。この場合において、第3条に規定する補助対象経費は、当該宿泊費補助又はレンタカー借上料補助の初日から最後の日までの経費を対象とする。

（交付決定）

第6条 村長は、第4条の申請書の提出があったときは、速やかに申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、西郷村おためし滞在補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（申請取下げの期限）

第7条 規則第8条第1項の規定による期日は、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して7日とする。ただし、当該期日が西郷村の休日を定める条例（平成元年7月1日条

例第 23 号) 第 1 条に規定する休日に当たるときは、その翌日までとする。

(軽易な変更の範囲)

第 8 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号の規定による軽易な変更の範囲は、申請書の補助事業等の目的及び内容の変更とする。

(実績報告書)

第 9 条 補助金の実績報告は村長に対し、滞在最終日から数えて 1 ヶ月以内に西郷村おためし滞在補助金実績報告書(様式第 3 号)に、次に掲げる書類を添えて村長に報告しなければならない。

(1) 宿泊費補助を申請する場合は、宿泊に要した実費額が分かる利用の明細書及び領収書等の写し

(2) レンタカー借上料補助を申請する場合は、レンタカーの借上げに要した実費額が分かる契約書及び領収書等の写し

(3) 別添 西郷村おためし滞在補助金 事後アンケート

(4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 村長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに実績に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の確定を行い、西郷村おためし滞在補助金額確定通知書(様式第 4 号)を交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 11 条 規則第 5 条により補助金の交付決定を受けた者は、西郷村おためし滞在補助金交付請求書(様式第 5 号)により、村長に補助金の交付を請求するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

様式 省略

付則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。